

昭和四〇年度の生活保護

第二一次基準改定 実施要領 監査方針

生活保護法も、今年は旧法からかぞえて二〇年目をむかえ、基準は第二次改定となりました。物価も上り、やりくりを痛めているのは、一般世帯も、保護世帯もかわらないと思いますが、さて今年は基準はどうかわり、実施要領はどう改められたでしょうか。福祉事務所の監査方針を含めて、以下、保護課と監査室に解説をお願いしました。

第二一次基準改定

基準改定の経緯

昨年の六月、厚生省は昭和四〇年度の予算要求に際して、生活保護基準の考え方、改善の方向、予算要求に関する最も妥当な取り扱いなどのような方法によるべきか等当面する問題について社会福祉審議会生活保護専門分科会の意見を聞いたのであるが、数次にわたる審議の結果、昨年暮に厚生大臣に對し一応の審議の結論を中間報告という形で提出されるはこびとなり、この報告に基づいて保護基準に関する厚生省の正式要求が行なわれたことは周知のところである。

生活保護専門分科会は、今日まで生活保護法の施行に関する基本的事項の審議機関として活動を続けて来ているのであるが、昨年改めて前記問題について厚生省が意見を求めることとしたのは次のような理由によるのである。すなわち、従来、保護基準の改善に関する予算要求を行なう場合、他の一般予算と同様の取り扱いで要求案を作成することとし、厚生省の立場から国民生活の動向等を考慮しながら、一般国民の平均的生活水準との格差を急速に縮小することを目標に相当思い切った改善要求を行なってきたのである。しかし、要求段階における多数の不確定

要素に対する判断の問題もあってしばしば要求と決定との間にかなり大きな差を生じ、そのために保護基準の決定についての厳密性が損われるかの如き感を一般に与えがちであったことや、同時にそのことが厚生省の要求の線を下廻って決定された基準はもはや生存そのものさえも不可能であるといった批判や誤解をさへ生ずる原因ともなっていたことにかんがみ、これらのいわば基準改定をめぐる違和感も払拭しつつ、現状において最も実情に即して適正な改善措置が図られるよう措置することの必要性を痛感し専門機関の意見を求める機会をもつこととしたのである。

もちろん、厚生省の要求案を下廻った決定がなされ、それにより具体的な保護が行なわれる場合であっても、それが

て有力な方法ではあっても、現状ではやはりエンゲル方式によって最終的判断を行なうべきであるとして、これら兩者の接近による、社会的実情の最低生活水準を見出す必要性を強調していることは注目すべきことであろう。

厚生省は、この中間報告を尊重するとともに、最近における所得階級別消費水準及び保護基準改善の実績並びに格差縮小分を可能な限り大巾に見込んで十六分の要求を行なったのである。

以上の経緯を経て最終的に昭和四〇年度予算案においては、生活扶助基準は一二分の引上げということで決定をみたわけである。厚生省の要求案との間に若干の差を生じたのは、一つには今年度の経済見通しによれば、国民の生活水準の伸びは今迄より停滞きみであり、加えて国家財政も例年になく逼迫しているため、一般国民の消費水準の上昇を大巾に上廻る格差縮小を見込むことの困難性に起因するものと考えられるのである。しかし、最新の実態上の資料に基づき最終的にエンゲル方式によって合理的に算定し、判断した結果でも低所得階級の実情に則した、相当の改善が可能であることからみて略々妥当な引上げと考えられる。

扶別別基準額改定の状況

保護基準の中核ともいべき生活扶助

扶助基準については、前述のように対前年度比一二分の引上げが行なわれ、これにより一級地の標準四人世帯の基準額（非稼働の場合）は、一六、一四七円から一八、〇八四円に約二、〇〇〇円の増額をみることにになり、これに

住宅、教育の各一般扶助基準額及び勤労除中の基礎控除のみを合算した生活費は、次表のように約二三、〇〇〇円を上廻る水準となったのである。この生活扶助基準の改定に伴って、妊産婦加算、在宅患者加算、入院患者日用品費及び収容保護基準並びに勤労控除等について概ね一二分の引上げが行なわれたが、乳幼児加算については、当該加算が、六歳未満の乳幼児につき一律に認定されることにかんがみ、これを基準生活費の第一類の「その他の経費」に加算組入れが行なわれたのである。また、第二次改定に伴う命令、性別、世帯構成別の基準額の展開に当たり、従前一三段階であった年令区分を一段階に統合し、事務の合理化、簡素化を図ったのである。

なお、わが国の生活慣習や地域社会における共同生活上年末における生活需要の増減が不可避であることから、最低生活費としての保護基準においても特段の配慮が必要であるとして、これが改善を図り、昨年一二月に現行一人当り四〇〇円の期末一時扶助費も一、二五〇円に引上げ実施されたこと

最低生活保障水準の具体例（月額）

世帯別	世帯員構成	基準額	備考
母子三人世帯	母子三人（30歳未満） 長男（9歳） 長女（4歳）	16,102	生活、住宅、教育の各扶助及び加算控除を含む。教育扶助、交通費除、給食費、給付金等は外。一般基準は勤労控除上。
母子二人世帯	母子二人（30歳未満） 長男（9歳） 長女（4歳）	11,713	
母子一人世帯	母子一人（30歳未満） 長女（4歳）	8,450	
母子一人世帯	母子一人（30歳未満） 長女（4歳）	5,367	
母子一人世帯	母子一人（30歳未満） 長女（4歳）	3,904	
母子一人世帯	母子一人（30歳未満） 長女（4歳）	17,599	
母子一人世帯	母子一人（30歳未満） 長女（4歳）	5,866	
母子一人世帯	母子一人（30歳未満） 長女（4歳）	12,836	
母子一人世帯	母子一人（30歳未満） 長女（4歳）	4,279	
母子一人世帯	母子一人（30歳未満） 長女（4歳）	11,570	
母子一人世帯	母子一人（30歳未満） 長女（4歳）	5,785	
母子一人世帯	母子一人（30歳未満） 長女（4歳）	8,450	
母子一人世帯	母子一人（30歳未満） 長女（4歳）	4,225	
母子一人世帯	母子一人（30歳未満） 長女（4歳）	27,769	
母子一人世帯	母子一人（30歳未満） 長女（4歳）	5,554	
母子一人世帯	母子一人（30歳未満） 長女（4歳）	21,145	
母子一人世帯	母子一人（30歳未満） 長女（4歳）	4,229	
母子一人世帯	母子一人（30歳未満） 長女（4歳）	23,294	
母子一人世帯	母子一人（30歳未満） 長女（4歳）	30,321	
母子一人世帯	母子一人（30歳未満） 長女（4歳）	12,634	
母子一人世帯	母子一人（30歳未満） 長女（4歳）	6,327	
母子一人世帯	母子一人（30歳未満） 長女（4歳）	9,245	
母子一人世帯	母子一人（30歳未満） 長女（4歳）	4,624	
母子一人世帯	母子一人（30歳未満） 長女（4歳）	21,007	
母子一人世帯	母子一人（30歳未満） 長女（4歳）	5,252	
母子一人世帯	母子一人（30歳未満） 長女（4歳）	15,260	
母子一人世帯	母子一人（30歳未満） 長女（4歳）	3,817	
母子一人世帯	母子一人（30歳未満） 長女（4歳）	23,294	
母子一人世帯	母子一人（30歳未満） 長女（4歳）	30,321	
母子一人世帯	母子一人（30歳未満） 長女（4歳）	12,634	
母子一人世帯	母子一人（30歳未満） 長女（4歳）	6,327	
母子一人世帯	母子一人（30歳未満） 長女（4歳）	9,245	
母子一人世帯	母子一人（30歳未満） 長女（4歳）	4,624	

は即ち御了知のとおりである。

次に教育扶助基準であるが、生活扶助基準が昭和三五年度以降第二次改定までの四年間に二倍を上廻る改定が行なわれたのに比べ、遅々たる改善にとどまっていたのを、今回の改定では特に教科外活動費や校外授業費等に重点をおいた改善を行ない、低所得階層が義務教育費として現実に負担し

ている、実態教育費の支出額に即するよう引上げを行なったものである。さらに、関係当局と協議の結果、義務教育課程上、必要とされる教科内容及びそれに要する経費についての地域格差が是正されつつある実情にかんがみ、教育扶助の三段階の級地区分を二段階に引上げる等、教育扶助基準全般の向上のための措置が講じられたのである。このほか、生業扶助基準については、特に、就職支度費の改定を三九年度にさかのぼって改善し、自立助長の促進をはかるよう措置されたことを附言しておきたい。

以上が基準改定の概略であるが、こ

実施要領の改正

四〇年四月一日から、関係通達が改正され、生活保護法による保護の実施要領の一部が次のように改められた。

■世帯の認定

世帯分離の対象となり得る入院患者とは、入院期間がすでに三箇月をこえ、かつ、引き続き三箇月以上入院を要する患者であることが明記されたこと、及び、世帯分離されていた入院患者が退院に引き続いて、結核回復後保護施設に入所している場合にその者を依然として世帯分離しておくことができることが規定されたこと。(局第2の3)

■実施責任

(イ) 身体障害者更生保護施設等特定の施設に入所する、単身の被保護者の当該施設入所中の保護の実施責任については特例が設けられているが、この特例が適用される単身の被保護者の内には、当該施設入所と同時に保護を開始される者も含めて解釈されていたのであるが、今回これを明確にしたこと。また、この特例の対象となる施設に精神薄弱者保護施設を新たに加えたこと。(局第2の3)

■一般生活費の認定

1 基準生活費の認定

(イ) 収容基準生活費が計上される期間における級地基準の適用について明確に規定したこと。すなわち、特例として一級上位の収容基準生活費を計上する場合においては、従来各種加算については当該施設所在地の級地の基準額によることとされていたが、今回各種加算についても一級上位の基準額を適用することとされた。(局第6の2・(1)・オ及びキ)

(イ) 母子加算又は障害者加算に関する認定の変更をすべき時点について部分的に手直しが行なわれたこと。すなわち、保護受給中の者について、母子加算又は障害者加算に生活費の認定を変更すべき事由が生じたときの認定変更の時点はその事由の生じた月の翌月となっているが、加算を受けていた者が月の中途で退院したような場合等その者の基準生活費の変更を行なうべき場合においても、加算については、翌月から認定変更するというものでは、事務的に煩雑であるところから、これら加算に關しその認定を変更すべき

必要がある場合に三〇日を分母として計算することとされた。(課第4・同19)

2 加算等の認定

(イ) 妊娠婦加算の計上は、申請保護の原則にかんがみ、要保護者からの届出をまつて行なうこととされた。届出は書面によって行なわせることとなる。(局第6の2・(2)・ア・ウ)

(イ) 母子加算が計上されるべき場合のうち父母欠損に準ずる状態にあるとされる事例の一つたる父母の一方若しくは両方の入院又は服役についての表現が改められ、かつ、また、その子供の監護や養育にあたらないで放置しておくいわゆる遺棄の状態にあると認められる場合がその事例として新たに加えられた。(局第6の2・(2)・イ・ウ)

事由が生じ、これに伴い、加算の対象者の基準生活費の変更を行なうべき場合には、基準生活費の変更にあわせて加算の変更をすることとしたのである。(局第6の2・(2)・イ・ウ及びウ)

(イ) 在宅患者加算を行なうべき在宅患者に、在宅患者の概念を現に療養に専念している状態に限るべき点を明確に規定された。(局第2・3・(2))

(イ) 人工栄養費の算定方法を改め、局長通達において規定することにしたこと。(局第6の2・(3)・エ)

3 入院患者日用品費

(イ) 入院患者の基準生活費の算定についての告示の規定を削り、局長通達に次のように整理統合したこと。(局第6の2・(4))

4 移送費

移送費の計上については、表現の明確化を意図して必要な改正が行なわれた。(局第6の2・(7)・ア)

5 被服費

被服費の需要は、一般生活費基準の中に測定されており、被保護者の衣類は、すべてその者の生活費の中で補給すべき性質のものである趣旨にかんがみ、規定の整理が行なわれた。(局第6の2・(5)・ア)

(イ) 一般被服(平常着)については、災害にあり、又は浮浪者等のごとき特殊な状況におおいた場合でやむを得ないものについてのみに、例外的に支給を認める規定に改められたこと。

(イ) 新生児のむつぎ及び義務教育の学校に入學する際に必要な半着服の支給に關する規定が新設された。

(イ) 長期療養患者についての被服費の規定が整理された。(局第6の3・(1))

(イ) 水道(井戸)設備費

(イ) 水道(井戸)の設備費の支給要件に關する規定が整理された。(局第6の2・(8)・イ・ウ)しかし、その具体的な処理に關しての取扱いは従来と変わりが無い。

(イ) 無許可建築物における配電又は水道設備の新設に關する取扱いは要領が新たに規定された。(課第4・同20)

(イ) 教育扶助(基準額)について、学期の始等に学用品等を購入するため一時に経費を必要とするときは、基準額に当該学期の月数を乗じて得た額の範囲内で、必要な額をその購入の時期に一括して支給できるとされた。

(イ) 教育扶助(基準額)について、学期の始等に学用品等を購入するため一時に経費を必要とするときは、基準額に当該学期の月数を乗じて得た額の範囲内で、必要な額をその購入の時期に一括して支給できるとされた。

(イ) 教育扶助(基準額)について、学期の始等に学用品等を購入するため一時に経費を必要とするときは、基準額に当該学期の月数を乗じて得た額の範囲内で、必要な額をその購入の時期に一括して支給できるとされた。

(イ) 教育扶助(基準額)について、学期の始等に学用品等を購入するため一時に経費を必要とするときは、基準額に当該学期の月数を乗じて得た額の範囲内で、必要な額をその購入の時期に一括して支給できるとされた。

(イ) 教育扶助(基準額)について、学期の始等に学用品等を購入するため一時に経費を必要とするときは、基準額に当該学期の月数を乗じて得た額の範囲内で、必要な額をその購入の時期に一括して支給できるとされた。

(イ) 教育扶助(基準額)について、学期の始等に学用品等を購入するため一時に経費を必要とするときは、基準額に当該学期の月数を乗じて得た額の範囲内で、必要な額をその購入の時期に一括して支給できるとされた。

■教育費の認定

(イ) 教育扶助(基準額)について、学期の始等に学用品等を購入するため一時に経費を必要とするときは、基準額に当該学期の月数を乗じて得た額の範囲内で、必要な額をその購入の時期に一括して支給できるとされた。

(イ) 教育扶助(基準額)について、学期の始等に学用品等を購入するため一時に経費を必要とするときは、基準額に当該学期の月数を乗じて得た額の範囲内で、必要な額をその購入の時期に一括して支給できるとされた。

(イ) 教育扶助(基準額)について、学期の始等に学用品等を購入するため一時に経費を必要とするときは、基準額に当該学期の月数を乗じて得た額の範囲内で、必要な額をその購入の時期に一括して支給できるとされた。

(イ) 教育扶助(基準額)について、学期の始等に学用品等を購入するため一時に経費を必要とするときは、基準額に当該学期の月数を乗じて得た額の範囲内で、必要な額をその購入の時期に一括して支給できるとされた。

(イ) 教育扶助(基準額)について、学期の始等に学用品等を購入するため一時に経費を必要とするときは、基準額に当該学期の月数を乗じて得た額の範囲内で、必要な額をその購入の時期に一括して支給できるとされた。

(イ) 教育扶助(基準額)について、学期の始等に学用品等を購入するため一時に経費を必要とするときは、基準額に当該学期の月数を乗じて得た額の範囲内で、必要な額をその購入の時期に一括して支給できるとされた。

(イ) 教育扶助(基準額)について、学期の始等に学用品等を購入するため一時に経費を必要とするときは、基準額に当該学期の月数を乗じて得た額の範囲内で、必要な額をその購入の時期に一括して支給できるとされた。

(イ) 教育扶助(基準額)について、学期の始等に学用品等を購入するため一時に経費を必要とするときは、基準額に当該学期の月数を乗じて得た額の範囲内で、必要な額をその購入の時期に一括して支給できるとされた。

(イ) 教育扶助(基準額)について、学期の始等に学用品等を購入するため一時に経費を必要とするときは、基準額に当該学期の月数を乗じて得た額の範囲内で、必要な額をその購入の時期に一括して支給できるとされた。

(イ) 教育扶助(基準額)について、学期の始等に学用品等を購入するため一時に経費を必要とするときは、基準額に当該学期の月数を乗じて得た額の範囲内で、必要な額をその購入の時期に一括して支給できるとされた。

(イ) 教育扶助(基準額)について、学期の始等に学用品等を購入するため一時に経費を必要とするときは、基準額に当該学期の月数を乗じて得た額の範囲内で、必要な額をその購入の時期に一括して支給できるとされた。

(イ) 教育扶助(基準額)について、学期の始等に学用品等を購入するため一時に経費を必要とするときは、基準額に当該学期の月数を乗じて得た額の範囲内で、必要な額をその購入の時期に一括して支給できるとされた。

(イ) 教育扶助(基準額)について、学期の始等に学用品等を購入するため一時に経費を必要とするときは、基準額に当該学期の月数を乗じて得た額の範囲内で、必要な額をその購入の時期に一括して支給できるとされた。

(イ) 教育扶助(基準額)について、学期の始等に学用品等を購入するため一時に経費を必要とするときは、基準額に当該学期の月数を乗じて得た額の範囲内で、必要な額をその購入の時期に一括して支給できるとされた。

(イ) 教育扶助(基準額)について、学期の始等に学用品等を購入するため一時に経費を必要とするときは、基準額に当該学期の月数を乗じて得た額の範囲内で、必要な額をその購入の時期に一括して支給できるとされた。

(イ) 教育扶助(基準額)について、学期の始等に学用品等を購入するため一時に経費を必要とするときは、基準額に当該学期の月数を乗じて得た額の範囲内で、必要な額をその購入の時期に一括して支給できるとされた。

(イ) 教育扶助(基準額)について、学期の始等に学用品等を購入するため一時に経費を必要とするときは、基準額に当該学期の月数を乗じて得た額の範囲内で、必要な額をその購入の時期に一括して支給できるとされた。

(イ) 教育扶助(基準額)について、学期の始等に学用品等を購入するため一時に経費を必要とするときは、基準額に当該学期の月数を乗じて得た額の範囲内で、必要な額をその購入の時期に一括して支給できるとされた。

(イ) 教育扶助(基準額)について、学期の始等に学用品等を購入するため一時に経費を必要とするときは、基準額に当該学期の月数を乗じて得た額の範囲内で、必要な額をその購入の時期に一括して支給できるとされた。

(イ) 教育扶助(基準額)について、学期の始等に学用品等を購入するため一時に経費を必要とするときは、基準額に当該学期の月数を乗じて得た額の範囲内で、必要な額をその購入の時期に一括して支給できるとされた。

(イ) 教育扶助(基準額)について、学期の始等に学用品等を購入するため一時に経費を必要とするときは、基準額に当該学期の月数を乗じて得た額の範囲内で、必要な額をその購入の時期に一括して支給できるとされた。

(イ) 教育扶助(基準額)について、学期の始等に学用品等を購入するため一時に経費を必要とするときは、基準額に当該学期の月数を乗じて得た額の範囲内で、必要な額をその購入の時期に一括して支給できるとされた。

(イ) 教育扶助(基準額)について、学期の始等に学用品等を購入するため一時に経費を必要とするときは、基準額に当該学期の月数を乗じて得た額の範囲内で、必要な額をその購入の時期に一括して支給できるとされた。

(イ) 教育扶助(基準額)について、学期の始等に学用品等を購入するため一時に経費を必要とするときは、基準額に当該学期の月数を乗じて得た額の範囲内で、必要な額をその購入の時期に一括して支給できるとされた。

(イ) 教育扶助(基準額)について、学期の始等に学用品等を購入するため一時に経費を必要とするときは、基準額に当該学期の月数を乗じて得た額の範囲内で、必要な額をその購入の時期に一括して支給できるとされた。

(イ) 教育扶助(基準額)について、学期の始等に学用品等を購入するため一時に経費を必要とするときは、基準額に当該学期の月数を乗じて得た額の範囲内で、必要な額をその購入の時期に一括して支給できるとされた。

(イ) 教育扶助(基準額)について、学期の始等に学用品等を購入するため一時に経費を必要とするときは、基準額に当該学期の月数を乗じて得た額の範囲内で、必要な額をその購入の時期に一括して支給できるとされた。

(イ) 教育扶助(基準額)について、学期の始等に学用品等を購入するため一時に経費を必要とするときは、基準額に当該学期の月数を乗じて得た額の範囲内で、必要な額をその購入の時期に一括して支給できるとされた。

(イ) 教育扶助(基準額)について、学期の始等に学用品等を購入するため一時に経費を必要とするときは、基準額に当該学期の月数を乗じて得た額の範囲内で、必要な額をその購入の時期に一括して支給できるとされた。

(イ) 教育扶助(基準額)について、学期の始等に学用品等を購入するため一時に経費を必要とするときは、基準額に当該学期の月数を乗じて得た額の範囲内で、必要な額をその購入の時期に一括して支給できるとされた。

(イ) 教育扶助(基準額)について、学期の始等に学用品等を購入するため一時に経費を必要とするときは、基準額に当該学期の月数を乗じて得た額の範囲内で、必要な額をその購入の時期に一括して支給できるとされた。

(イ) 教育扶助(基準額)について、学期の始等に学用品等を購入するため一時に経費を必要とするときは、基準額に当該学期の月数を乗じて得た額の範囲内で、必要な額をその購入の時期に一括して支給できるとされた。

(イ) 教育扶助(基準額)について、学期の始等に学用品等を購入するため一時に経費を必要とするときは、基準額に当該学期の月数を乗じて得た額の範囲内で、必要な額をその購入の時期に一括して支給できるとされた。

なお、この計上にあたって学校長の指定証明を徴し確認する必要があることは従来どおりである。

(イ) 単身の入院患者について入院期間中も従来通り家賃等の住宅費を認定し得る場合が設けられているが、その認定期間が最長六箇月にまで延長された。(局第6の4・(1)・イ・ウ)

(イ) 家賃補修費について都道府県知事のみし得る特別基準の承認の限度額が二万円に引上げられた。(局第6の4・(2)・イ)

(イ) 単身の入院患者について入院期間中も従来通り家賃等の住宅費を認定し得る場合が設けられているが、その認定期間が最長六箇月にまで延長された。(局第6の4・(1)・イ・ウ)

(イ) 家賃補修費について都道府県知事のみし得る特別基準の承認の限度額が二万円に引上げられた。(局第6の4・(2)・イ)

(イ) 単身の入院患者について入院期間中も従来通り家賃等の住宅費を認定し得る場合が設けられているが、その認定期間が最長六箇月にまで延長された。(局第6の4・(1)・イ・ウ)

(イ) 家賃補修費について都道府県知事のみし得る特別基準の承認の限度額が二万円に引上げられた。(局第6の4・(2)・イ)

(イ) 単身の入院患者について入院期間中も従来通り家賃等の住宅費を認定し得る場合が設けられているが、その認定期間が最長六箇月にまで延長された。(局第6の4・(1)・イ・ウ)

(イ) 家賃補修費について都道府県知事のみし得る特別基準の承認の限度額が二万円に引上げられた。(局第6の4・(2)・イ)

(イ) 単身の入院患者について入院期間中も従来通り家賃等の住宅費を認定し得る場合が設けられているが、その認定期間が最長六箇月にまで延長された。(局第6の4・(1)・イ・ウ)

(イ) 家賃補修費について都道府県知事のみし得る特別基準の承認の限度額が二万円に引上げられた。(局第6の4・(2)・イ)

(イ) 単身の入院患者について入院期間中も従来通り家賃等の住宅費を認定し得る場合が設けられているが、その認定期間が最長六箇月にまで延長された。(局第6の4・(1)・イ・ウ)

(イ) 家賃補修費について都道府県知事のみし得る特別基準の承認の限度額が二万円に引上げられた。(局第6の4・(2)・イ)

(イ) 単身の入院患者について入院期間中も従来通り家賃等の住宅費を認定し得る場合が設けられているが、その認定期間が最長六箇月にまで延長された。(局第6の4・(1)・イ・ウ)

(イ) 家賃補修費について都道府県知事のみし得る特別基準の承認の限度額が二万円に引上げられた。(局第6の4・(2)・イ)

(イ) 単身の入院患者について入院期間中も従来通り家賃等の住宅費を認定し得る場合が設けられているが、その認定期間が最長六箇月にまで延長された。(局第6の4・(1)・イ・ウ)

(イ) 家賃補修費について都道府県知事のみし得る特別基準の承認の限度額が二万円に引上げられた。(局第6の4・(2)・イ)

(イ) 単身の入院患者について入院期間中も従来通り家賃等の住宅費を認定し得る場合が設けられているが、その認定期間が最長六箇月にまで延長された。(局第6の4・(1)・イ・ウ)

(イ) 家賃補修費について都道府県知事のみし得る特別基準の承認の限度額が二万円に引上げられた。(局第6の4・(2)・イ)

(イ) 単身の入院患者について入院期間中も従来通り家賃等の住宅費を認定し得る場合が設けられているが、その認定期間が最長六箇月にまで延長された。(局第6の4・(1)・イ・ウ)

(イ) 家賃補修費について都道府県知事のみし得る特別基準の承認の限度額が二万円に引上げられた。(局第6の4・(2)・イ)

(イ) 単身の入院患者について入院期間中も従来通り家賃等の住宅費を認定し得る場合が設けられているが、その認定期間が最長六箇月にまで延長された。(局第6の4・(1)・イ・ウ)

(イ) 家賃補修費について都道府県知事のみし得る特別基準の承認の限度額が二万円に引上げられた。(局第6の4・(2)・イ)

(イ) 単身の入院患者について入院期間中も従来通り家賃等の住宅費を認定し得る場合が設けられているが、その認定期間が最長六箇月にまで延長された。(局第6の4・(1)・イ・ウ)

(イ) 家賃補修費について都道府県知事のみし得る特別基準の承認の限度額が二万円に引上げられた。(局第6の4・(2)・イ)

(イ) 単身の入院患者について入院期間中も従来通り家賃等の住宅費を認定し得る場合が設けられているが、その認定期間が最長六箇月にまで延長された。(局第6の4・(1)・イ・ウ)

(イ) 家賃補修費について都道府県知事のみし得る特別基準の承認の限度額が二万円に引上げられた。(局第6の4・(2)・イ)

(イ) 単身の入院患者について入院期間中も従来通り家賃等の住宅費を認定し得る場合が設けられているが、その認定期間が最長六箇月にまで延長された。(局第6の4・(1)・イ・ウ)

(イ) 家賃補修費について都道府県知事のみし得る特別基準の承認の限度額が二万円に引上げられた。(局第6の4・(2)・イ)

(イ) 単身の入院患者について入院期間中も従来通り家賃等の住宅費を認定し得る場合が設けられているが、その認定期間が最長六箇月にまで延長された。(局第6の4・(1)・イ・ウ)

(イ) 家賃補修費について都道府県知事のみし得る特別基準の承認の限度額が二万円に引上げられた。(局第6の4・(2)・イ)

(イ) 単身の入院患者について入院期間中も従来通り家賃等の住宅費を認定し得る場合が設けられているが、その認定期間が最長六箇月にまで延長された。(局第6の4・(1)・イ・ウ)

(イ) 家賃補修費について都道府県知事のみし得る特別基準の承認の限度額が二万円に引上げられた。(局第6の4・(2)・イ)

(イ) 単身の入院患者について入院期間中も従来通り家賃等の住宅費を認定し得る場合が設けられているが、その認定期間が最長六箇月にまで延長された。(局第6の4・(1)・イ・ウ)

ることとされた。

2 就職支度費

就職支度費については、昭和四〇年三月一日社保第一六三号社会局長通達によつて改正され、三月一日以降において就職支度費の決定が行なわれるものについては実施されているところである。

(イ) この改正において、就職支度費の支給対象は、「新規中卒者」の場合と「それ以外の者」の場合とのそれぞれについて「当該世帯の住居からそのまゝ通勤できる場合」と「就職に伴ない当該世帯を離れて寄宿する等の必要がある場合」とに区分して基準が設定された。

(ロ) 従前、就職支度費の内容となる品目別に金額を定めていたが、今回「就職のため直接必要とする洋服類、履物等」といった表現に改められたのであるが、就職支度費の認定に際しては、その需要を調査確認し基準額の範囲内で必要な額を認定することには変更はない。

なお、生業費と就職支度費の同一人における適用の仕方についての規定が設けられたこと。(課第4・問22)

■葬祭費の認定

被保護者が死亡し、その扶養義務者等が葬祭を行なつた場合の葬祭費

助(法第十八条第二項第一号)について、

て、千円を加算し得ることとされたこと。(局第8・8・(1)) 従来この取扱いは救護施設収容者に限られていたものである。

イ 葬祭費の額が葬祭扶助の基準額をこえる場合で、葬祭地の市町村条例に定める火葬に要する費用の額が一定額をこえるときは、当該こえる額を加算することになっているが、この取扱いは行なうにあつて、葬祭地の市町村が火葬に要する費用の額を定めていない場合の処理の方法について新たに規定したこと。(課第4・問21)

■収入の認定

1 収入に関する申告

収入申告に関する規定は従来からも置かれていたが、被保護者に対し、申告の要領、手続き等をあらかじめ十分理解させる必要があることが規定された。(次第7の1)

2 収入額認定の原則

これまで、収入の認定は、月の初日から末日までの月額によつて行なうものとされてきたが、今回、「保護の要否及び程度の決定」の規定の改正に伴ない単に「月額による」として表現が改められた。(次第7の2)

3 収入認定の指針

明に収入に費用を要した場合は恩給、年金収入から必要経費として認定できることが明示された。(次第7の3・(2)・ア・ロ)

4 貸付金及びその償還

貸付金であつて収入認定の対象とならないものに、母子福祉法又は世帯更生貸付制度要綱に基づいて貸付けられる住宅資金又は転宅資金が加えられた。当該住宅資金又は転宅資金は、本法の給付の対象になりがたい需要が生じた場合において、適切な時期に貸付を受けてその需要を満たすことに貸付を受ける必要があると認められる場合に利用されるべきものであるが、たとえば長期療養者が退院後住居を確保するために、敷金等を要するような場合において、従来これらの救済の途が乏しかったが、今回の改正により、資金利用の途が開かれたといえよう。(局第8・2・(3)・エ)

なお、住宅資金又は転宅資金の償還金については、医療費貸付資金の場合と同様当該世帯の全収入から控除して認定できる規定がおかれた。(局第8の4・(3))

5 勤労に伴う必要経費

(イ) 基礎控除の基準額が引上げられた。
(ロ) 特別控除の限度額の引上げが行なわれた。

期間にわたつて認定することに改められた。従来、貸与等が一定月に支給される場合であっても、当該月分の扶助費算定の時期までにその額が確定できない等の理由で、収入認定は支給月の翌月以降に行なわれることから消費生活の実態に即応しない面があつたが、今後は、当該月中に支給される貸与等の額を見込んで保護の程度を決定することとなる。

貸与等を支給月に金額認定することと適當かどうかは実施機関の判断によるが、たとえば貸与等の受給により、一時的に扶助費支給額が生じなくなるが、これを費消した後はただちに要保護状態に陥ることが明らかな場合、又は、医療を要する者が世帯内にいる場合で、貸与等の認定により扶助を停止するときは、当該世帯は現金により医療負担を行なうこととなるが、これにより扶助停止期間があらかじめ確定し、若しくは医療費が多額に上るような場合等には、分別認定して保護を継続することが適切であろう。

(イ) いわゆる貸与、期末手当等の収入は、その金額を支給月又はその翌月の収入として認定する旨の規定が置かれていたが、原則として金額を支給月の収入として認定することに改められた。また、一時に金額を認定することと適當でない場合の分別認定の方法は、これまで、支給月又はその翌月を含めた四箇月以内に三回以内とされてきたものが支給月から引続く六箇月以内と改められた。

(ロ) 収入額認定の指針は、(イ)の「その収入額を認定すること」に改められた。

また、前記の需要は、就労状態によつて差異があることから、被保護者がその能力を十分に發揮し、年間を通じて就労状態が良好であり、かつ、やむを得ない臨時の需要があると実施機関が認めたときは、その者の年末における特別控除の適用にあたり、控除の年間限度額の一・三倍の範囲内の額まで控除額を認定できる規定が新たに追加された。この場合においても年間を通じての控除額の合算額は、その者の収入額の割合をこえてはならないといふ点はこれまでの扱いどおりである。

(イ) 新規就労控除については、基準額は月額二、〇〇〇円の定額控除に改められた。(次第7の3・4・ア)

また、長期入院患者等が継続性のある職業に従事することとなつた場合に、その者に対する当該控除の適用にあたり、これまで疑義が生じていた「退院後就職した長期入院患者」は、これまで次官通達(第8)にその

期間にわたつて認定することに改められた。従来、貸与等が一定月に支給される場合であっても、当該月分の扶助費算定の時期までにその額が確定できない等の理由で、収入認定は支給月の翌月以降に行なわれることから消費生活の実態に即応しない面があつたが、今後は、当該月中に支給される貸与等の額を見込んで保護の程度を決定することとなる。

貸与等を支給月に金額認定することと適當かどうかは実施機関の判断によるが、たとえば貸与等の受給により、一時的に扶助費支給額が生じなくなるが、これを費消した後はただちに要保護状態に陥ることが明らかな場合、又は、医療を要する者が世帯内にいる場合で、貸与等の認定により扶助を停止するときは、当該世帯は現金により医療負担を行なうこととなるが、これにより扶助停止期間があらかじめ確定し、若しくは医療費が多額に上るような場合等には、分別認定して保護を継続することが適切であろう。

(イ) 収入額認定の指針は、(イ)の「その収入額を認定すること」に改められた。

また、前記の需要は、就労状態によつて差異があることから、被保護者がその能力を十分に發揮し、年間を通じて就労状態が良好であり、かつ、やむを得ない臨時の需要があると実施機関が認めたときは、その者の年末における特別控除の適用にあたり、控除の年間限度額の一・三倍の範囲内の額まで控除額を認定できる規定が新たに追加された。この場合においても年間を通じての控除額の合算額は、その者の収入額の割合をこえてはならないといふ点はこれまでの扱いどおりである。

(イ) 新規就労控除については、基準額は月額二、〇〇〇円の定額控除に改められた。(次第7の3・4・ア)

また、長期入院患者等が継続性のある職業に従事することとなつた場合に、その者に対する当該控除の適用にあたり、これまで疑義が生じていた「退院後就職した長期入院患者」は、これまで次官通達(第8)にその

■保護の要否及び程度の決定

保護の要否、程度の決定については、これまで次官通達(第8)にその

原則が示され、局長通達ではこれの特例的取扱いが規定されていたが、今回、局長通達第9の2の中に収入充当額及び扶助額算定に関する一般原則の規定が加えられ、これに関連して同項の整理が行われた。

1 要否の判定

① 保護の要否判定は、原則としてその判定を行なう日の属する月までの前三箇月間の平均収入充当額に基づいて行なうことに改められた。従来、月の中途に申請があった場合は、申請後、一箇月間の収入充当額を算定して要否判定を行なうこととする規定が置かれていたが、その規定は削除された。けれども稼働していた者が疾病等により収入が得られなくなつて保護申請をしたような場合で、前三箇月間の平均収入充当額に基づいて保護の要否を判定することは不適当であると判断される。なお、月の中途において保護を開始された場合の扶助費支給額又は本人支給額の算定は開始日からその月の末日までの日数に応じて決定すべきこと、また、月の中途において、停止又は廃止決定される場合において、当該月分として算定される本人支給額については停止又は廃止までの日数に応じた日割計算をしない扱いについては、規定がなくなつたが、考え方としては従来どおりである。

② 保護の要否判定を行なう場合の尺度となる最低生活費の算定には、十二月において支給される期末一時扶助費は含めないで取扱うものとされた。

③ 授産施設を利用する者の生活扶助の要否の決定に当り最低生活費と合算すべき保護施設事務費の算定は、家庭授産にあつては家庭授産の事務費の額をもつて行なうことが明示された。(局第9の2・5)

④ なお、被保護者ではないが、保護施設事務費支出上被保護者に準じて当該事務費の支弁対象となる者について、家庭授産を利用する場合であつても、施設授産の事務費の額を基礎に保護施設事務費所要額の算定を行なうことに改められた。(局第12の1)

⑤ 農業収入については原則として二分の一相当額によるが、蔬菜、花卉等の園芸作物収入及び養殖収入等で十二分の一額で認定することが実態に即さない場合は前記④によって扶助費支給額を決定すること。

⑥ 賞与、期末手当等が支給されることとが確定する場合は、当該月の収入額として算定すること、この場合認定手続は通常賞与の支給日前となるので、事実上は推定額をもつて認定せざるを得ないが、当該認定額と実際の支給額とに差を生じたときは、翌月以降の収入額算定の際に加減して調整を図ることがゆるされる。

⑦ 月により収入額に変動があり、又は退院後就労したが収入実績額がとらえにくい等前記④から⑥までの方法によることを適当としない形態の収入については、客観的根拠によつて推定した収入額をもつて行なうこと。

結果、法第八〇条により返還免除を行なう場合を除き、過支給となつた扶助費については、戻入の措置をとるが、又は法第六三条を援用して返還の措置をとつていたところであるが、今回、前記のような事由に基づいて生じた過誤支給額(返納額)のうち、確認月又はその前月までの分については、次回支給月以後の扶助費支給額算定の際、収入充当額に加えて計上してもよい旨の規定が加えられた。

しかししてこの新規規定に基づく取扱いは、最低生活費の認定変更を行なうべき事由が生じた時点に遡つて法に基づき保護変更処分を行なう趣旨のものではなく、被保護者に対して、返納額を生じた事由等にあわせ、当該返納額については前記の方法で取扱うものとする旨の通知を発することにより足るものであるとされている。

なお、この方法により返納額を処理することが適当でない場合は、従前の例による返還の措置(地方自治法施行令第一五九条による戻入又は生活保護法第六三条の援用等)を行なうこととなる。

ところで従来、法第八〇条の「前記した保護金品」には、当該支給月前に交付した保護金品は含まず、したがつて、支給日の属する月の前月以前の保護費については、同条を適用する余地がないとする見解があつたが、同条をこのように狭く解釈する必要はないも

2 扶助費支給額の算定

保護を要する者に対する扶助費支給額又は本人支給額(以下扶助費支給額という)決定の基礎となる収入額の算定に関する原則的な取扱いが次のように規定された。(局第9の2・6)

① 恩給、年金等の収入のように収入認定額が月により変動しない固定的收入については、その月額認定額をもつて扶助費支給額を決定すること。

② 常用、日雇収入、農業以外の自営収入及び継続的仕送り、贈与等の収入で月毎に見れば収入額にある程度の変動があるが、一定時間を通じて観察すれば安定した収入が継続的に得られる

3 最低生活費の認定に關し返納額が生ずる場合の取扱

① 被保護世帯の世帯員が転出してゐる等の事実が扶助費支給後に確認された場合は、通常転出等の時期に遡つて最低生活費の認定変更を行ない、その

② 被保護世帯の世帯員が転出してゐる等の事実が扶助費支給後に確認された場合は、通常転出等の時期に遡つて最低生活費の認定変更を行ない、その

③ 被保護世帯の世帯員が転出してゐる等の事実が扶助費支給後に確認された場合は、通常転出等の時期に遡つて最低生活費の認定変更を行ない、その



生活保護実施要領 改正のねらいと要点

座談構成

本誌 生活保護法による保護の基準の第二十一次改定とあわせて、今回も、保護の実施要領がかなり大巾に改正されました。そこで今日は、こうした実施要領を早速実地に適用して行かれる立場におられる、ケースワーカーのAさんとBさんにおいでいただき、厚生省の保護課の方に話をうかがつていただくことにしたわけです。社会局保護課の竹内課長補佐です……。

本誌 生活保護法による保護の基準の第二十一次改定とあわせて、今回も、保護の実施要領がかなり大巾に改正されました。そこで今日は、こうした実施要領を早速実地に適用して行かれる立場におられる、ケースワーカーのAさんとBさんにおいでいただき、厚生省の保護課の方に話をうかがつていただくことにしたわけです。社会局保護課の竹内課長補佐です……。

本誌 生活保護法による保護の基準の第二十一次改定とあわせて、今回も、保護の実施要領がかなり大巾に改正されました。そこで今日は、こうした実施要領を早速実地に適用して行かれる立場におられる、ケースワーカーのAさんとBさんにおいでいただき、厚生省の保護課の方に話をうかがつていただくことにしたわけです。社会局保護課の竹内課長補佐です……。

本誌 生活保護法による保護の基準の第二十一次改定とあわせて、今回も、保護の実施要領がかなり大巾に改正されました。そこで今日は、こうした実施要領を早速実地に適用して行かれる立場におられる、ケースワーカーのAさんとBさんにおいでいただき、厚生省の保護課の方に話をうかがつていただくことにしたわけです。社会局保護課の竹内課長補佐です……。

本誌 生活保護法による保護の基準の第二十一次改定とあわせて、今回も、保護の実施要領がかなり大巾に改正されました。そこで今日は、こうした実施要領を早速実地に適用して行かれる立場におられる、ケースワーカーのAさんとBさんにおいでいただき、厚生省の保護課の方に話をうかがつていただくことにしたわけです。社会局保護課の竹内課長補佐です……。

本誌 生活保護法による保護の基準の第二十一次改定とあわせて、今回も、保護の実施要領がかなり大巾に改正されました。そこで今日は、こうした実施要領を早速実地に適用して行かれる立場におられる、ケースワーカーのAさんとBさんにおいでいただき、厚生省の保護課の方に話をうかがつていただくことにしたわけです。社会局保護課の竹内課長補佐です……。

本誌 生活保護法による保護の基準の第二十一次改定とあわせて、今回も、保護の実施要領がかなり大巾に改正されました。そこで今日は、こうした実施要領を早速実地に適用して行かれる立場におられる、ケースワーカーのAさんとBさんにおいでいただき、厚生省の保護課の方に話をうかがつていただくことにしたわけです。社会局保護課の竹内課長補佐です……。

本誌 生活保護法による保護の基準の第二十一次改定とあわせて、今回も、保護の実施要領がかなり大巾に改正されました。そこで今日は、こうした実施要領を早速実地に適用して行かれる立場におられる、ケースワーカーのAさんとBさんにおいでいただき、厚生省の保護課の方に話をうかがつていただくことにしたわけです。社会局保護課の竹内課長補佐です……。

本誌 生活保護法による保護の基準の第二十一次改定とあわせて、今回も、保護の実施要領がかなり大巾に改正されました。そこで今日は、こうした実施要領を早速実地に適用して行かれる立場におられる、ケースワーカーのAさんとBさんにおいでいただき、厚生省の保護課の方に話をうかがつていただくことにしたわけです。社会局保護課の竹内課長補佐です……。

本誌 生活保護法による保護の基準の第二十一次改定とあわせて、今回も、保護の実施要領がかなり大巾に改正されました。そこで今日は、こうした実施要領を早速実地に適用して行かれる立場におられる、ケースワーカーのAさんとBさんにおいでいただき、厚生省の保護課の方に話をうかがつていただくことにしたわけです。社会局保護課の竹内課長補佐です……。

本誌 生活保護法による保護の基準の第二十一次改定とあわせて、今回も、保護の実施要領がかなり大巾に改正されました。そこで今日は、こうした実施要領を早速実地に適用して行かれる立場におられる、ケースワーカーのAさんとBさんにおいでいただき、厚生省の保護課の方に話をうかがつていただくことにしたわけです。社会局保護課の竹内課長補佐です……。

本誌 生活保護法による保護の基準の第二十一次改定とあわせて、今回も、保護の実施要領がかなり大巾に改正されました。そこで今日は、こうした実施要領を早速実地に適用して行かれる立場におられる、ケースワーカーのAさんとBさんにおいでいただき、厚生省の保護課の方に話をうかがつていただくことにしたわけです。社会局保護課の竹内課長補佐です……。

△巾のある実施要領 窮屈な実施要領

A 感想といわれても困るんですが、大雑把ないい方をしますと、何だか窮屈になったような感じがしますね。窮屈というか、何となく私どもの判断による運用のほのほの感じがなくなつて行くような感じがするんです。

本誌 Aさんは、ケースワーカーの仕

本誌 Aさんは、ケースワーカーの仕

本誌 Aさんは、ケースワーカーの仕

助の支給要件などの規定をはっきりさせる、あるいは数値的客観的に表示すべきであるとする意見ですね。これと付随して事務の簡素化といいますが、算定方式や需要の判定の簡便化という見地での要望も強いのです。

これに対して、Aさんがおっしゃるように、実施要領というものをあまり窮屈な規定にしようことは適当でないというご意見も少なくありませんでした。実施要領の規定にしばられてしまつてかえつて事態に合わない運用が行なわれたり、ケースワークといいますがケースの自立助長のための配慮の余地が失なわれてしまつてはいけな

い、という意味だと思ふのです。本誌 ケースワークを信じなさい、というわけですか。(笑)しかし、そうした二つの方向での意見というのは、ある意味では相反した矛盾ということになってしまいますね。

竹内 いや、私も必ずしも矛盾するものとは考えていません。もちろん、具体的な事項については、全く反対の要望となつてあらわれることもあります。今回、各都道府県からいただいた改正要望案のなかにも、ある県は黒くいい、ある県は白くいいわれ

る事項が十指に余るくらいでした。しかし、私も基本的にはこう考へていゝるんです。つまり、実施要領というものは、規定のうえでも、意味のうへでもできる限り客観的なものでな

ければならない。できれば、需要の判定や支給要件に関する規定は、数値的に明確に表現される必要がある。これは、全国一律に施行される行政について、中央行政の通達としては当然と考へられるのです。しかし、そうした、行政通達の明確化客観化というところは、その運用にあたる行政職員の判断力や事実の認定洞察の能力を否定したり軽視することにはならないと思ふのです。

A しかし、実施要領の規定をあまり窮屈なものにしてしまふこと、従来いわれてきたケースワークということとは両立しないような気もするんです。

竹内 両立といひますか、たとえば、一時的な扶助の支給要件の規定が明確になればなるほど、個々の申請者が規定に示されているような需要に附いて

いるかどうかの判断はむづかしくなる面もあるわけでしょう。つまり、社会通念とか、これに準ずる状態云々といった規定は、あいまいであると同時にかなり主観的に解釈運用することができるといふ点で、ある意味では、ケースワークが楽な気持ちで適用できたわけなんです。もし、ケースワークとか自立助長の配慮といった言葉が、ケースワークの胸三寸でどうにもなる裁量のばば、という意味で使われるんだったら、私もそういうものはむしろ否定してしまふべきだと思ふ

るわけですね。

本誌 ケースワークや自立助長の本来の意味はそういうことではないでしょうがね……。

竹内 少なくとも、行政業務として行なわれるべきケースワーク、行政職員の職務として行なわれるべき自立助長の配慮というものは恣意的な主観の介入する余地があつてはならないと思ふますね。

もともと、私も、実施要領というものを、自動ピアノみたいにひとりで適用できる規定にかえることは、不可能でもあるし、また妥当でないと思ふています。

B でも、実施要領のどこか一箇所を読んだだけではわけが分らないということ、いわば素人には分らない実施要領ということは何とかならないものでしょうか。

竹内 実施要領の規定や構成を分り易いものにするということ、これは、私も今後とも改善に心がけるべきと考えています。しかし、どんな素人でも一読すればすぐ仕事になる実施要領というわけにはいかないでしょう。生活保護という行政業務が、一定の資格ある職員によつて運営されることなつていゝることからいへば、生活保護のような仕事を簡易連製の通達行政と考へることには本質的な無理がありま

すが、いわゆる分割認定の要領などは、事務的に負担となる面での改正も含まれていゝるので注意してもらいたいと思ひます。

本誌 では、実施要領の規定の順序に従つて改正点をひととおり……。

……とにかく、世帯分離の取扱ひについては、もう少し研究して実施要領の規定についてもできる限り早い機会に検討を加えようと思ひていゝます。

△根本的検討が必要な「世帯分離」
A 世帯の認定関係では、まず、世帯分離の対象となる入院患者の範囲が改正されましたが、これは、従来の取扱ひよりも対象を狭くしようとする趣意な

うえでの擬制的な措置に過ぎないわけですね。つまり、収入充当額の認定を、世帯員の一部分が世帯外にある場合と同様の程度に軽減して認定するといふだけのことな

うえで、もう少し研究して実施要領の規定についてもできる限り早い機会に検討を加えようと思ひていゝます。

竹内 別に世帯分離の範囲を狭くするとか広くするといふねらいがあつたわけではありま

せん。むしろ、旧規定の「六箇月上入院を要する者」といふ表現が、運用によつては広くも狭くも読めたので、けじめをつけるといふ意味で、入院期間が「すでに三箇月をこ

え、かつ、引き続き三箇月上入院を要する患者」といふ規定で限定したわけですね。もちろん、従来、入院したその日からでも世帯分離が可能であつたと読んでいた人にとっては厳格になつたと考へるでしょうがね。

B そのかわり、世帯分離を行なう時点での見込み入院期間は緩和されたことになりま

すね。竹内 そういふことです。ただ、世帯分離といふことについては実は、もっと根本的な検討が必要なのですね。本来、入院患者があるときの世帯分

離といふのは、本人支払額を算定するうえでの擬制的な措置に過ぎないわけですね。つまり、収入充当額の認定を、世帯員の一部分が世帯外にある場合と同様の程度に軽減して認定するといふだけのことな

うえで、もう少し研究して実施要領の規定についてもできる限り早い機会に検討を加えようと思ひていゝます。

竹内 ポーダーラインといふより、あくまで、その世帯全体について認定した場合に、資産活用その他の点で保護の要件を満たし、世帯全体としても保護を要すると認定される要保護世帯に限られると考へるべきでしょう。

B すると、世帯分離といふのは、保護の要否を判定するうえでの特例ではなくて、本人支払額算定のうえでの特例に過ぎないということですか。

竹内 入院患者があるときの世帯分離といふのはそういうことでしょう。世帯分離にもいろいろありますけれど……

……とにかく、世帯分離の取扱ひについては、もう少し研究して実施要領の規定についてもできる限り早い機会に検討を加えようと思ひていゝます。

……とにかく、世帯分離の取扱ひについては、もう少し研究して実施要領の規定についてもできる限り早い機会に検討を加えようと思ひていゝます。

して、早速、今回の改正の内容に入つていただきますようか……。

△今回改正の主眼点▽

竹内 それでは、今回の実施要領の改正にあつては、私も、どのような点に重点を置いたかを簡単に申し上げておきま

す。まず、さきほどから問題になつております、実施要領の明確化ということ、これについてはかなりのウェイトをかけました。とくに被服費、移送費といった一時的扶助の支給要件については、従来から疑義が多く、運用上の混乱を招いていましたので、支給範囲の改善と同時に、規定としても可能な

かぎり明解にしたつもりです。次に、実施要領を社会的な実態に合致させるための改正ということ、これは、テレビ保有に関する規定の改正にもあらわれていゝますが、被服費、就職支度費、盲人に対する技能修得費などの改善、教育扶助費の一括支給の途を開いたことなどもその趣旨です。

第三に、事務の簡素化といふねらいもあつて、乳幼児加算を基準生活費に組み入れたほか、入院患者の基準生活費や人工養費の算定方法などが改正されました。

最後に、収入認定に関し、収入の分類を整理するとともに、収入充当額の算定方法を明確にする趣旨からの改正が行なわれていゝます。このうちには、事務の実態に合致させた改正もありま

す。……とにかく、世帯分離の取扱ひについては、もう少し研究して実施要領の規定についてもできる限り早い機会に検討を加えようと思ひていゝます。

竹内 今このところは考へていゝません。入院患者がアフォーケーに入所するのは、医学的なりハベリテーションとして一貫した性格のもので

すから、退院した途端に世帯分離の取扱ひを廃するのでは実態に合

わなないのではないかと考へていゝる見地から改正されたのです。その意味では、施設といふ点で一律に考へるわけには行かないのです。

本誌 実施責任関係の改正は省略して、次にテレビの問題に入りま

しょうか……。

△テレビでは勝負？ できない▽

竹内 資産の活用関係では、テレビ保有についての規定が改められたことと、農漁村におけるいわゆる有線放送設備の保有が原則的に容認されることとなつたという二点が改正点ですが……

テレビの保有に関しては、各方面からいろいろな意見がありましたし、とく

古テレビが理由となって保護が停止されたとか、母子家庭のテレビ保有が、旧規定の要件に抵触するというので、その所有名義を近所の保育所にしたといった新聞種や談話記事からは縁を切りたいわけですね。

B テレビが保護の要件のバロメータにならないとすると、正直のところ私どもの仕事は大へんになりますね。竹内 その辺は、ケースワーカーとしては負担になるでしょう。しかし、テレビだけで新規申請世帯の保護の要件を識別するというのは、現段階ではもう邪道だと思えますね。やはり、保護の要件というのは、もっと総合的な資産内容の吟味、あるいは収入状況の把握ということによって決められるべきで、そのためには現業職員に綿密な作業が要求されるというのが生活保護本来のありかたではないでしょうか。

A 保護受給中に被保護世帯が新たにテレビを取得するといったことも認められることになるわけですね。竹内 取得の方法にもいろいろありますが、贈与や、場合によっては月賦購入による取得なども、原則としてそのことだけで保護の要件を欠くものとして取扱うことはできないという考え方は、不正受給になりませんか……。

ただ、今回の改正は、別に被保護世帯にテレビの保有を推奨する趣旨のものではありませんし、扶助費によってその購入維持のための費用を保障しようとするものではないです。竹内 たとえば、日割計算などと言わずに、十日単位に区切って算定するようなどことも考えられますね。

竹内 まあ、ただにそこまで踏み切った方がいいかは慎重に検討しなければなりません。A 次に在宅患者加算の改正ですが、この改正の趣旨は……。

竹内 これも、私どもとしては従来の考え方なり取扱いを大きく変えるというつもりで行なったわけではありせん。ただ、従来在宅患者加算を受けている受給者の世帯を訪問してみると、本人は留守でどこへ出かけてるか分からない。近隣や家族の言うところをきいてみても勘違いしているのか、遊んでいるのか分らない。極端な例になるとパチンコ屋通いをしていたり、宗教活動で健常者以上の働きをしているといった例があったわけですね。こういうのはどう考えても在宅患者加算の対象にするのがおかしいのではないかと、しかし、規定では、加算要件の認定は栄養の補給を必要とする者として書いてあったものでありますから……。

今回、加算の要件として「現に療養に専念している」在宅患者ということに明記したまでなのです。A ぶらぶら遊んでいる者は、在宅患者とは考えない、というわけですか。しかし、ある程度働いているといった場合はどうなんですか？

うとするものではありません。とくに、被保護世帯が、新品のテレビをわざわざ購入するというなどは、かりに現在のテレビの販売方法や各種控除の額などからみて、保護受給世帯の生計の実態として可能であるとしても、被保護者の生活維持向上の努力として問題があるといえましようね。世帯の状況によっては、法第六十一条に照らし、第二十七条による指導の対象となることもあるのではないのでしょうか。あるいは、テレビの月賦は払っているのに、布団の一時扶助を申請するような世帯については、一時扶助の申請を却下するのが当然でしょう。中古テレビの場合だって、聴視料は免除されるにしても電気料だけで蚊帳ぐらいいは買えますからね。

本誌 その辺はいわゆる生活指導の問題ともからんでくるわけですね。竹内 それから、もう一つの問題は、収入認定との関係ですよ。保護受給中にテレビを購入した事実があれば、一応その購入の経路や方法に照らして収入認定を洗い直してみる必要があるでしょうね。収入申告をごまかしてテレビを購入しているとしたら、明らかに不正受給になりますから……。

A 農家の有線放送設備の保有制限が緩和されたのにならって、たとえば百問百答十六集あたりで示されている資産保有関係の回答はかなり考え方として旧くなったと解してよいのですか？

竹内 働いているというのにもいろいろあるでしょうが、たとえば基礎控除の適用を考慮しなければならぬ程度の就労状態を維持しているものであれば、在宅患者加算の計上をやめるべきでしょうね。在宅患者加算というのは、働けるようになるまでの加算というふうに考えるべきであって、例外的には、体が本格的に回復していないため医師の指示もあって不特定な就労状態で軽い作業についているという場合に収入があるけれども在宅患者加算を計上するということもあるでしょうが……。その場合も、収入額は、「少額不安定な収入」として取扱われる範囲のものを目安にすべきで、経常的には収入があつて基礎控除の適用があるものは加算の対象から除くというように考えるべきでしょう。

B 基礎控除の適用と在宅患者加算の計上が重複することは認められなくなつたということですね……。

竹内 認められなくなった、というより、認めるべきではなかったということとを明らかにしたということですよ（笑）。

B 入院患者日用品費については原則として翌月の初日から計上することになったわけですね。

竹内 ええ、それと、一箇月未満の入院や、長期入院の場合でも入院月に限り基準生活費の認定の変更つまり飲食費の調整は要しないということにな

竹内 いや一既にそう考えられては困ります。有線放送設備については、実質的に従来の指導方針が変更されたと解していただいてもよいでしょうが、他の事項についてここで一律にどうということは申し上げかねます。それに資産保有の制限というのは、資産の品目とか性能形式ということだけで決まるのではなく、どのような世帯がどのような目的でどのように利用しているかで決まるものなんです。テレビはよい、自動車はいけないといった言い方だけではナンセンスなんです。まあ、資産保有に関する規定についてももっと明確で具体的な基準というものを打ち出すべきだということで研究はしているのですが……。

本誌 扶養義務者の取扱いと他法他施策の活用関係は改正がありませんね。次に、基準生活費の認定関係に入ります。日割計算の方法が示されたこと、各種の加算についての規定が一部改正されたこと、人工栄養費の算定計上の方法が簡便化されたこと、入院患者があるときの認定変更が簡略になったこと、などがありますが……。

〈基準生活費の認定関係〉

A 日割計算の方法は、分母を三十日にするという方式が示されたわけですが、具体的な計算方法となると分子の日数をどうとるかといった点でかえってむづかしくなるような気がしますね

竹内 かえってむづかしくなる、などと言われている困りますね（笑）従来、三十一日や二十八日といった実日数で計算するのは面倒でかなわないから、なんとかならないものかという声が多かったんです。ところが、いざひとつの割り切りかたをしてみると、かえってむづかしいと言われる……。まあ、それはよいとして、こういうことなんです。

日割計算については、もっと具体的な計算例を都道府県の方につくってもらっているのです。実施要領の方で出ている、月の中途での保護開始の場合や廃止するときの本人支払額の算定方法などを実施要領の規定から外してしまつたことも関係します。日割計算の算式などはむしろ都道府県ごとに具体的に指導してもらった方が妥当であろうと考えたわけですね。もちろん、月の中途の開始や廃止の場合の算定方法については、従来の取扱いをとくに変更するべきだと考えているわけではありません。だから原則として従来からのやり方を変えていただけ必要はないわけですね。

B でしたら、分母を三十日にするか、その月の実日数にするかも都道府県にまかせてよかったのではないですか？

竹内 いやその点はね、今後、基準生活費の表示額や算定を簡便化して行くということも考えられますので、その

発疾病が出たため入院期間が一箇月以上になる場合は、入院した日の属する月の翌月の一日から日用品費を計上するやり方が正しいんでしょうね。

A 一箇月未満の入院や入院月には、飲食費の調整をしないというのは、認定事務の簡素化の結果であつて、理論的にはおかしいといつてもよいでしょうからね。

竹内 まあ理論的といつてもいろいろの考え方があつてしょうけど、Aさんのおっしゃる通りに、認定事務の簡略化のねらいに基づくものであることはそのとおりです。

〈移送費関係〉

B 移送費の規定はずいぶん明解になりましたね。旧規定では、誰が支給対象者になるのか分らないような箇所がありましたからね。

今回の改正で新たに加えられたのはどんなところですか？

竹内 実施要領の指示指導をうけて他法給付の手続のため関係先へ出向した場合、たとえば、身障福祉法による補装具の適合判定や装着指導を受けに行くような場合、同じく指示指導を受けて求職活動を熱心に行なつた場合、国立療養所など長期収容の収容者がやむを得ない事情にあるようなときに施設長の要請によって被保護世帯員が面会

に行くような場合、三親等以内の血族が死亡したときその葬儀に参加する場合などでしょうね。費用では遺体の運搬費が加えられたと言つてよいでしょう。

A 反面、旧規定より厳しくなった面もありますね。

竹内 厳しくなったというのではなく、移送費本来のありかたに即して明確に限定したということです。

浮浪者などの要保護者は別として、いずれも被保護者に限ったこと、実施機関の指導指示を要件とした事項があること、遺体運搬や葬儀について三親等の血族という限定をしたことなどです。

B 葬儀の参加だつて「実施機関がやむを得ないと認めたとき」となつていますね。お葬式だというんで一家総動員で出かける費用までは生活保護では保障しないということなんですね。

A 移送費としては今回列挙された以外は一切認められないというわけですか。

竹内 そういうことです。ただ、認められないというのは、移送費として支給の対象とすることが認められないというものであって、被保護者が基準生活費の範囲内でやりくりして出かけることまで制約するわけではありませんよ。

A といいますと？

加えられていますが、収入というものの考え方についてはつきり分るようということと規定の構成を変えたという面がありますし……。

たとえば、収入額の把握が、「月の初日から末日までの額」という表現で示されるような考え方であつたのが、一定の方式で算定される額というように変わつてきていますが、これなど、これまでの実務上の感覚からいへば、実施要領の規定を事務の実態に合わせたいというように理解してもらえらると思ふんですが……。

A そうですね。扶助費算定の段階では、収入充当額は、実際問題として、一定の実績に基づいて認定するか、何らかの根拠によつて予測する以外にないわけですからね。

B 収入認定の改正箇所だけでなく、扶助費算定の際収入充当額のとりにかを整理して規定したことの方に意味がありましょね。もっとも、収入充当額のとりにかについては、事務の便宜といったことをねらいとするのではなく、受給者の生計の実態に沿うものであるという前提で規定されているのですからその点は留意していただきたいですね。

A 賞与、期末手当等の収入が、収入の翌月あるいは翌々月あたりから認め

竹内 つまり、たとえば、被保護者が恩師の墓参りに出かけるとか、日曜日に動物園に子供を連れて行くといったように、社会通念からみても法の六十条にいう「支出の節約」の義務や、就労を怠つて能力活用の要件に欠けることにならない範囲では一向に差し支えないと考えるべきではないですか。しかし、少なくともこれらの費用を保護としての移送費の対象として支給するなどということは出来ないでしょうから。

本誌 次は、被服費。

被服費関係

竹内 被服費については、まず、本来、これらの需要が基準生活費や各種控除によつて測定されているんだというのを頭に置いてほしいですね。

つまり布団だろが、学童服だろが、入院患者の寝巻だろが通常の扶助費によつてまかなわれるべき性格のものなのですよ。

A しかし、実施要領の規定からみると、被服費というのは、保護の中で、自立の扶助項目のように誤解されやすいですね。

竹内 いやこれは、あくまで生活扶助費を計上するうえでの特例という意味での特別基準に過ぎないのですよ。つまり、通常の基準生活費でまかなうべき需要以外の需要というのかこれをこえる需要について特別基準を設定すると

いうのではなく、月々支給される扶助費では、一時に布団を購入したり、被服をまかなうことができないというところについてやむを得ない事情があり、かつこれを放置することが社会通念上許されないような時点において、その最少限度の費用の額をいわば重複計上するという特例というわけなんです。

B その意味では、たとえば被服費加算というようなたちで一定の時期に定額支給するようなことを考えた方がすっきりするんじゃないですか……。

竹内 もちろん将来の問題としてはそういうことも十分研究してみるべきでしょう。ただ、すっきりするとおっしゃつてもね、果して、そういう機械的加算制度にした場合、具体的な保護の方法として有効適切であるかどうかは問題じゃないですか。加算制度ということにすれば、被服費の支給は、権利として認められたものである、というようない方で集団で押しかけられるのを回避することにはなるでしょうが、個々のケースの実情に即した保護という点から言えばかえつてマイナス面もあらわれてくるでしょうね。

A 被服費の需要は、基準生活費に測定されているということも関係するんですが、保護受給者に対して布団や被服というものは常にその維持修復に努めるべきである。あるいはあらかじめその購入等を予定して心がけておくべきであるといった気持ちで指導してよ

で……。ただ、この面は、単に実施要領に規定を置けばよいというものでもありませんし、いろいろむづかしい問題も出てきますからね。ある意味では、それぞれの実施機関でつみかさねて行つて取扱の具体的指針をつくつて行くべき性格のものかも知れませんね。

本誌 ではこの辺で……。

(文責 山内)

指導指示検診命令

保護実施上の指導指示については、(12頁より)のと解される。しかしながら行政の通則からみて不利益を伴う保護の変更、廃止、停止処分は、正当な事由がない限りみだりに適及すべきでないから、通常は同条の適用も、保護の変更等の事由が生じたことを確認した月以前二箇月をこえてすることはないと解することが至当であらう。

監査官がみた「生活保護八年の歩み」

本誌連載の「監査メモ」を集録

監査随想

厚生省社会局保護課 監査 厚生省生活保護課事務官室

新書判・二八八頁 定価四五〇円(税別) 送金に不便な方は最寄りの書店へお申込み下さい。 社会福祉法人 全国社会福祉協議会 振替東京九二〇三 東京都千代田区三年町一

ものでしょうか。竹内 考え方としてはそういうことになると思ひますね。具体的に、法二十七条などという指導指示にあたるかどうかは別として、それこそいわゆるケースワーカーのなかで担当職員としても心がけるべきではないでしょうか。

本誌 では、少し今回の改正の内容に立ち入つて……。

竹内 今回の改正の要点をいえば、全体として規定の明確化を図つたこと、長期入院患者等について、入院中の養老等の需要と入院に際しての敷布包布の需要を別個に規定して規定の明確化と内容的な改善を加えたこと、小中学校入学時におけるいわゆる学童服の支給について規定を設けたことなどです。

B 現物給付だったのが一部金銭給付にすることも認められましたね。

竹内 ええ、一部は現物給付を原則とするが、それ以外については現物給付にするか金銭給付にするかは実施機関の個別的な判断にまかせるというわけですよ。

本誌 それでは、そのあとの改正点はすつと省略することとして、収入認定関係のところへ……。

収入認定及び扶助費算定関係

A 収入認定の関係は、ずいぶん大がかりな改正になってますね。竹内 ええ、恰好としては広い改正が

これまでも、収入申告からみて労働能力の活用が十分でない認められるなどの指示(旧次第713)などが規定されていたが、今回の改正で、新たに一章が加えられたものである。もっとも新設の規定は、主として就労指導を中心とした例示的なものであり、保護の決定実施上は種々の指導指示が考えられるわけである。(現に、農業収入認定上の作付指導等については別に規定が置かれている) 次に検診命令についても規定が置かれたが、これも標準的なものであり、一部は、医療扶助運営要領に規定されていた事項を移した規定もある。なお、「障害者加算その他の認定に」関し、検診が必要と認められるとき」の検診については、加算等の申請に疑義があるときのみ、福祉年金など加算に關連のある他法他施策の活用にあつて必要となる証明のために採用することも考えられる。(保護課)